

平成15年分 農業所得の計算方法が 収支計算に統一されます

専業農家の方はもとより、サラリーマンや年金受給者でも、わずかでも農業による所得があれば申告をしなければなりません。

これまで農業所得の計算は、正規の収支計算のほか、農業所得標準による簡易な所得計算も行っていました。平成15年分（平成15年1月～12月分）所得から全頁収支計算によって所得を計算することになりました。

農業所得標準によって農業所得を計算する場合は、所得標準作成に当たって既に算入した経費（標準経費）以外の経費（大農具減価償却費、水利費などの標準外経費）のみ経費として差し引いていましたが、収支計算では、農業にかかったすべての経費を農業収入から差し引きます。この方法では、多くの農家の平均値ではなく、農家ごとの収入と経費を計算するため、より正確な所得が算出されることとなります。

また、農業所得標準によって計算した場合、農業が赤字となっても、赤字部分はなかったものとして所得税を計算していましたが、収支計算によって計算して赤字になった場合は、その損失金額を、給与・年金など他の所得から差し引くことができます。

★収支計算の方法

農業所得の計算は、他の事業所得の計算と同様、収支計算（収入金額から支出した必要経費を差し引いて農業所得金額を計算）します。

〈計算式〉
総収入金額－必要経費＝所得金額

★具体的な進め方

①取引を記録する

日々細かく収入・支出の記録を残すことが大切です。出荷伝票、通帳明細書、通帳、資材注文書、領収書、請求書控、納品書控など取引の内容が確認できる書類を整理・保存し、帳簿に記入して、日々

の取引（収入・支出）について、項目・金額等を記録しておきます。これらの書類は原則として5年間保存してください。

②集計表で集計する

収入・経費を科目別・月別に分類し、集計します。毎月終わるごとに集計をするようにします。そうすると12月が終わったとき、簡単に一年間の収入、支出の計算ができることとなります。

③決算の修正を行う

普段記録のない事項などを修正します。一年間分の修正事項の修正や、収入、経費の各項目において、計上忘れ、二重計上、過大・過小計上などはないかチェックをします。

④収支内訳書を作成する。

最後に算出された金額を収支内訳書に転記し、大型農具の減価償却費などを計算し、収支内訳書を完成させます。確定申告書にはこの収支内訳書を添付します。

帳簿や集計表の様式例、収支内訳書、申告に関する書類、確定申告書などは松山税務署又は松前町役場税務課に用意してあります。

納税義務者は毎年自分で所得の計算を行って確定申告をしなければなりません。平成15年は今始まりました。今日からの日々の努力が大切です。一年が終わったとき、自分で収入と支出を計算して収支内訳書が作成できるようがんばりましょう。

問い合わせ

松山税務署個人課税部門
☎ 941-9121
松前町役場税務課町民税係
☎ 985-4110

1月の納税

町県民税 第4期 国民健康保険税 第7期

口座振替日は 銀行・信金…… 1月27日(月)
農協・郵便局… 1月27日(月)

※納税は便利な口座振替へ

～ 税金で 自まんができる 町づくり ～